



島根県報

令和4年3月22日（火）

号外第29号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始（2件）

(") 3

告 示**島根県告示第199号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年3月22日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
一般国道	187号	鹿足郡吉賀町大野原849番2地先から同番3地先まで	前	メートル 13.03～ 13.35	メートル 8.72	益田県土整備事務所津和野土木事業所	災害防除工事 拡幅
			後	メートル 27.55～ 27.67	メートル 8.72		

島根県告示第200号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年3月22日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	431号	松江市手角町字先連田468番1地先から 同市美保関町下宇部尾1133番6地先まで	メートル 2,140.80	令和4年 3月22日	松江県土整備 事務所	

島根県告示第201号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年3月22日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	187号	鹿足郡吉賀町七日市998番地から同997番9地先まで	メートル 173.68	令和4年 3月22日	益田県土整備事務所津和野土木事業所	